

議第 105号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」といいます。）の一部改正（令和6年法律第53号による改正）に伴い、所要の規定の整理をするものです。

2 建基法の改正の内容

建基法においては、建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合、当該国の機関の長等は、その計画を建築主事に通知（以下「計画通知」といいます。）をし、計画通知を受けた建築主事は当該計画通知に対する審査及び検査を行い、建築基準関係規定に適合していることを認めるときは確認済証及び検査済証を交付しなければならないものとされています。

この度、建基法が一部改正され、計画通知に対する審査、検査等を民間の指定確認検査機関が行うことができるようになりました。

3 条例の改正の内容

建基法に、民間の指定確認検査機関が行う計画通知の審査、検査等に係る規定が追加されたことにより、引用する建基法の条項に移動が生じたことに伴い、所要の規定の整理をします。

4 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（公布の日（令和6年6月19日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）